

## 委員会運営のためのマニュアル

### 細則 - 1 [ 交付金額および算出方法 ]

交付金額および算出方法はこの細則による。ただし、個人の寄付金の申込口数が 10 口を超える場合は、10 口を限度とする。

救 助・搜索交付 + 死亡・傷害交付 = 交付金額

#### 1 .[ 救助・搜索交付 ]

申込口数 × 1000 円 × A 倍 ( A とは交付係数で「新基金制度」に継続加入で変化  
する )

#### 2 .[ 死亡交付 ]

申込口数 × 1000 円 × 200 倍

#### 3 .[ 傷害交付 ]

##### (1) 団体の場合

(入院) 申込口数 × 80 円 × 入院日数 (3~210 日)

(通院) 申込口数 × 40 円 × 通院日数 (3~50 日)

##### (2) 個人の場合

(入院) 申込口数 × 800 円 × 入院日数 (3~210 日)

(通院) 申込口数 × 400 円 × 通院日数 (3~50 日)

#### 4 . 救助・搜索交付の増加

継続して新基金制度に加入する場合、1年継続が増えるごとに 10 倍加算して交付する。

加入初年度は 300 倍とし、最高 400 倍までとする。

5 . いったん新基金制度の交付を受けた場合、継続による倍率は 1 年据え置く。

### 細則 - 2 [ 山行規定 ]

1 . 団体は、会員の登山活動を事前に管理する。

2 . 事前管理には、技術教育、指導、訓練、健康管理、個別の山行管理を含む。

3 . 個別の山行管理は、所属団体の定めにより山行計画書の提出によって行う。

4 . 海外登山 (トレッキングを含む) 中の事故に対して新基金制度の交付を必要とする場合、

登山計画書を事前に全国連盟海外委員会へ提出しておかなければならない。

5 . 山行中の事故とは、交通事故 (車および交通機関の事故) を除く山行期間中の事故を指す。

6 . 人工壁での事故を、交付の対象とする。

### 細則 - 3 [ 交付の特典 ]

- 1 . 第二種基金の加入者のハイキングまたは軽登山の事故に対しては、定められている交付率の3倍まで交付する。ただし、死亡・傷害の交付は2,000,000円を交付限度額とする。
- 2 . ここでいうハイキング、軽登山の事故とは、岩場、沢、雪、海外によるものは含まない。当該山行がこれにあたるかどうかは新基金制度運営委員会が認定する。
- 3 . 救助・捜索費用については、実費を越えないものとする。
- 4 . 交付に当たっては、新基金制度運営委員会が調査の上、交付額を定める。

### 細則 - 4 [ 登録期限月の統一 ]

- 1 . 登録期限月は、加入団体または地方連盟ごとに統一する。
- 2 . 新基金制度加入者の所属する団体は、新基金制度運営委員会と登録期限月を定めるものとする。
- 3 規定第26条 - 3に基づく初回の寄付金は、定められた登録期限月までの残りの月数に、1口あたり80円を掛けて算出する。
- 4 . 交付を受けようとする場合、細則 - 1での継続年数は、当初加入月から算出し、寄付金についてはここでいう1口相当金額1000円として算出する。

### 細則 - 5 [ 二重遭難見舞制度 ]

第二種基金の加入者が遭難事故の捜索・救助の活動中事故に遭遇（二重遭難）した場合、この細則の二重遭難見舞制度を受ける事ができる。

- 1 . この二重遭難見舞制度は、細則 - 1 の交付金額に定められている交付率の5倍で交付する。ただし、救助・捜索交付は一次遭難者分を除き二重遭難事故分費用の5倍の限度枠内で実費交付する。
- 2 . この制度の適用を受けようとする場合は、書面で地方連盟代表者の事故証明書を添付しなければならない。

### 細則 - 6 [ 第二種付加見舞金制度 ]

第二種基金への加入者が責任者（リーダー等）になり、団体の主催する公開行事や公開山行などで、会員外である第三者が死亡または傷病などの事故にあった場合（行方不明も含む）責任者である登山会員の所属する団体に、被害者または遺族に支払う見舞金を交付する。ただしこの交付は、交通機関等の事故については対象としない。この制度の適用による交付の決定については、新基金制度運営委員会が行う。

- 1 . この交付は、会員外である第三者が事故者である場合に適用される。
- 2 . 交付金額は、第三者の被害に応じ次のランクで交付する。金額のランク決定については、新基金制度運営委員会が行う。  
(1) 死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病-----30万円

( 2 ) 3 日以上の入院または 20 日以上長期通院を要する重度の傷病

-----10 万円

( 3 ) 短期の通院 ( 3 日以上 ~ 20 日未満 ) などの治療を要する軽度の傷病

-----3 万円

3 . 交付申請は、当該の団体の責任者が、事故発生後 30 日以内に手続きを行うものとする。ただし、理由があつて申請の遅延のおそれがある場合は、あらかじめ新基金制度運営委員会に連絡をすること。

4 . 申請に必要な書類は山行計画書等、新基金制度運営委員会が別途、これを提示する。

5 . 交付金は、当該の申請した団体の代表者に支払うものとする。

6 . 交付金受領後は、新基金制度運営委員会が指定した受領書を速やかに提出するものとする。

7 . 申請に虚偽の行為があつた場合、申請は取り消され、すでに受納した交付金は返済しなければならない。

8 . この細則に該当しない事項については、新基金制度の規定および他の細則を準用するか、または、新基金制度運営委員会が判断を行う。

#### 細則 - 7 「不動産等の管理」

運用・運営は、全国理事会のもとに「不動産委員会」を設置し、その管理規定は別途定める。